

## 【アメリカ】上院の議事慣行等を変更する決議

2011年1月27日、連邦議会上院は、一連の上院議事規則や議事規定の改正に関する決議案を審議した。議事規定(standing order)とは議事規則(Rules of the Senate)と同様の効力を有するが議事規則に組み込まれていない規定である。上院でのフィリバスターと呼ばれる長時間演説を制限する議事規則改正案については否決された。フィリバスターを打ち切るのに必要な票数を削減する改正案も否決された。保留(hold)と呼ばれる非公式の議事慣行については、制限されることとなった。保留とは、上院議員が自らの所属する会派の指導部に対して特定の法案等の審議を遅らせるように依頼する慣行である。保留に関する議事規定が新設され、保留を希望する議員はその依頼から2日以内に、氏名が公表されることになった。新たに修正案の朗読に関する議事規定も設けられ、72時間前までに提出され、議事録に掲載された修正案の朗読は、省略することが可能となった。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】規制改革に関する大統領令

オバマ大統領は、2011年1月18日に「規制改革・規制見直し」に関する大統領令13563を制定した。オバマ政権における規制政策に関する基本的な戦略を定めたもので、その目的は、経済成長を継続しながら競争力を確保し、雇用創出を支えつつ、国民の健康や安全、権利を護ることである。各省庁に対して、①規制の費用と便益を考慮して最も負担の少ない規制を策定すること、②科学的かつ客観的な根拠に基づいて規制を制定すること、③規制の制定過程の透明性を確保し、パブリックコメントの機会を確保すること、④省庁間で規制を調整して最小限のものとする、⑤規制に柔軟性を持たせて、関連情報を開示すること、⑥既存の規制についてはその必要性を見直し、最新の規制に更新すること、などを定めている。オバマ大統領はこの大統領令と併せて、連邦政府の各省庁の長に対して、規制の透明性の向上や中小企業に対する規制の負担軽減を求める大統領書簡も発している。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】ユタ州の非合法移民に関する法改正

2011年3月15日、ユタ州では非合法移民に関する複数の法律が、州知事の署名を経て成立した。その主な内容は、まず、重罪や最も重いクラスの軽罪で逮捕された外国人が合法的な滞在であるか否かの調査を、警察官に義務付ける等の不法移民に対する警察官の権限の強化である。これは、人権侵害が懸念されているアリゾナ州の新移民法よりも強権的ではないと評価されている。また、一定の条件（既に州に在住していること、前科がないこと、英語を学ぶこと、最高2,500ドルの罰金を支払うこと等）を満たせば非合法移民を合法化する「一時的労働者プログラム」、メキシコのヌエボレオン州と協力して、合法的な一時的労働者を受け入れる「移民労働者ビザ試行プログラム」、米国民である州民が保証人となることにより、国外の外国人や国内の非合法移民に州での就労を認める「保証人付移民試行プログラム」（住民1人につき2人の保証人となることが可能）が創設された。いずれの法律の中でも、連邦の移民・国籍関係法に反して適用しないよう明記されている。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【アメリカ】2011年国際薬物取引・資金洗浄年次報告書

1961年対外援助法第489条に基づき、国務省が連邦議会に提出する国際薬物取引・資金洗浄年次報告書が2011年3月3日発表され、各国における麻薬取引撲滅の取組みと資金洗浄・金融犯罪についての現状が報告されている。全体的に日本に関しては良好な評価ではあるが、麻薬取引に関しては、日本の問題は主に国内消費に関するもので、輸出を目的とした麻薬の製造等の問題はほとんど存在しないとする一方、予防的・諜報的法執行における法制度上の障害の存在、国と地方の法執行機関間、省庁間、国際間での情報共有の不備を指摘する。不正資金に関しては、送金方法が限定されているため、日本では密輸品の闇市場は少ないとしつつも、遅滞ないテロリスト資金凍結能力に欠けていること、「不法行為防止のための更なる調査が必要な公的地位を有する者（PEPs）」への「デュー・デリジェンス（顧客調査）」の強化が国内外に対しなされていないこと、過激な宗教団体、外国人麻薬組織、暴力団等の関与による資金洗浄の危険性が著しく高いことを指摘する。

（海外立法情報課・井樋 三枝子）

## 【EU】高懸念物質6種を使用禁止

欧州連合（EU）は、REACH規則と呼ばれる「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則(EC) No 1907/2006」を定め、これまでに、最初の化学物質の登録及び届出の段階を終了したところである。欧州委員会は、2011年2月17日、同規則別表XIVを改定する欧州委員会規則(EU) No 143/2011を制定し、翌日公布した。同表は、REACH規則第57条に規定された一定程度以上の発がん性、変異原性及び生殖毒性又は残留性、蓄積性及び毒性を有する高懸念物質のリストであり、使用には特別の許可が必要となる。今回指定されたのは6種類で、2014年7月21日又は2015年1月21日の定められた日以降は、それらの上市及び使用が禁止される。この中には、一般家庭でも合成麝香、難燃剤、エポキシ樹脂硬化剤等に使用されている3種類の物質が挙げられている。同表に指定する化学物質は、REACH規則第59条の規定に基づき欧州化学物質庁がその候補を選定するが、これまで、同庁は46物質を選定している。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

## 【EU】外国診療における患者の権利

欧州連合（EU）は、国境を越えた医療における患者の権利の適用に関する2011年3月9日の欧州議会及び理事会指令2011/24/EUを2011年4月4日に公布した。施行は同月24日である。医療保障は各加盟国に責任が委ねられている。しかし、特別な疾患に対する医療技術、国境沿いでの最寄りの病院、外国居住家族の近隣での入院など域内の外国での受診を求める声も多い。欧州司法裁判所判例の裏付けもあり、1998年以来、国外での診療に自国の制度を適用できる例はあった。しかし、2006年の域内市場におけるサービス提供の自由に関するサービス指令2006/123/ECにおいても、医療分野は経済分野とは異なるとして除外されていた。今回の指令により、こうした外国での病院利用についての規則が明確になり、原則として域内外国において医療を受けること及び自国健康保険で保証する範囲での経費の払戻しを受けること等が可能となる。各加盟国は、施行後30か月以内にこれを国内法化しなければならない。

（海外立法情報調査室・植月 献二）

## 【EU】EU 運営条約の一部改正に向けて

欧州連合(EU)は、EU 運営条約第 136 条に第 3 号を追加することにより、ユーロを通貨として使用する加盟国がユーロ圏全体の安定化メカニズムを創設することができるようにしようとしている。このメカニズムは、ユーロ圏の安定確保に不可欠な場合に発動されるもので、この下で行われる財政支援は厳格な条件に従うとされている。この改正案は、2010 年 12 月 16 日、ベルギー政府から欧州理事会に提出され、EU 条約第 48 条第 6 号の規定に従った改正手続が進められている。欧州理事会は、この改正案に関する諮問を欧州委員会及び欧州議会に対して行い、同委員会は 2011 年 2 月 15 日に同改正を受け入れる意見を発表し、欧州議会も、3 月 23 日、若干の修正案を付して、同改正を支持する決議を行った。これを受けて、欧州理事会は、3 月 24～25 日の会合で同改正案を正式に採択した。改正条約が発効するには、EU 加盟 27 か国すべての批准が必要であるが、2013 年 1 月 1 日の発効が目指されている。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

## 【イギリス】警察改革及び社会責任法案の提出

政府は、2010 年 11 月 30 日に警察改革及び社会責任法案を下院に提出した。同法案は、警察隊を管理し及び統制すること、アルコール販売等の規制を強化して深夜営業税を賦課すること、議会周辺のデモ規制に代えて議会広場周辺の野営及び拡声機の使用等を規制すること、条例違反に対する差押え及び没収の権限を地方自治体に付与すること、国務大臣が命令で新規向精神性物質の使用を一時的に禁止することができるようにすること、国際人道犯罪等所定の国外犯が私人訴追された場合には逮捕状の発給を制限すること等に関する規定の整備を目的とする。要点の 1 つは、連立政権の政権綱領に沿って、警察の説明責任の向上を図るため、各地方に警察管理機関に代えて直接選挙された公安委員を置くことである。同様の事項は、前労働党政権時代にも構想されながら、警察の政治的中立性が損なわれるとの理由で地方議員の激しい反対に会い、法案化さえ断念されている。今回の法案の成立も、予断を許さないものと思われる。

(海外立法情報調査室・河島 太郎)

## 【イギリス】エネルギー法案の提出

保守・自民両党は、その政権綱領でスマート・グリッドの整備や中央政府の二酸化炭素排出を 12 か月間で 10%削減すること等に合意していた。2010 年 7 月 27 日のエネルギー気候変動省覚書は、財政上の制約の下で政府がエネルギー効率向上に対する民間投資の触媒としての役割を果たすべきであるとして具体的な目標を設定した。2010 年 12 月 8 日、上院に提出されたエネルギー法案の主な目的は、エネルギー効率の向上を目的とする投資障壁の撤廃に取り組むこと、エネルギーの安全性を向上させること及び低炭素エネルギーの供給に対する投資を可能にすることである。特に、エネルギー効率の向上を目的として家屋や非居住用建築物を改修する費用に補助金を支給すること等エネルギー節約措置への投資を促すグリーン・ディール計画が注目される。このようなエネルギー効率の向上策のほか、法案の内容は、エネルギー供給の安定確保、低炭素エネルギー生産の促進、非採炭活動に関する石炭庁の権限拡大等多岐にわたっている。

(海外立法情報調査室・河島 太郎)

## 【イギリス】医療及び介護法案

保守・自民連立政権がその政権樹立に当たって合意した政権綱領では、財政赤字削減を優先的課題としながらも、国民保健制度（NHS）の経費については毎年の実質増を保障しつつ、管理費の3分の1を削減して資源を医療の最前線に振り向けることとした。2010年7月にはNHS白書『公正性と卓越性—NHSの自由化』が公表され、NHSの中央統制を緩和し、地域一般家庭医協議会に医療事務を委ね、患者の選択の余地を拡大するという改革の目的を明らかにした。この方針に沿って、2011年1月19日に提出された医療及び介護法案によれば、医療事務の大半の責任を地域一般家庭医協議会に委ね、NHSの資源を協議会に配分するNHS委託委員会を新設する。また、一次診療信託基金及び戦略的保健局を廃止して、同基金による地域医療の改善業務を地方自治体に移管する。他方、従来の医療監督体制を転換し、医療提供者相互間の競争を促進する措置がとられることになる。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

## 【フランス】代訴士の廃止に関する法律の制定

「控訴院における代理の改革に関する2011年1月25日の法律第2011-94号」が成立した。フランスには、弁護士に加え、「代訴士（avoué）」という職種が存在する。弁護士が法廷での弁論を担当するのに対し、代訴士は当事者を代理して訴訟行為に関する書面の作成や提出を行う。代訴士は、民事・刑事の第二審にあたる控訴院（cour d'appel）における訴訟のみ担当し、その他の法廷では弁護士が代訴士の役割を兼ねている。同法は、訴訟手続の簡素化のために、代訴士を廃止し、弁護士に一元化することを定めた。廃止は2012年1月1日を予定している。救済措置として、代訴士は、自動的に弁護士会名簿に登録され、弁護士資格を得ることができる。また、弁護士になることを拒否した者も、研修の免除等の優遇措置を受けて、公証人等の職に就くことができる。また、この制度変更により代訴士が被る損害と、代訴士が事務所の従業員に支払う解雇手当は、国務大臣の代理人などにより管理される補償基金により補償される。

（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】軍人の転職支援法の成立

「軍人の転職に関する2011年1月5日の法律第2011-14号」が成立した。政府は、増大する軍事費を削減するため、2014年までに軍の定員を46,000人削減し、225,000人にする予定である。軍事費の増大は、退役後に転職できず失職する者が増加傾向にある中で、国防省が失業補償を負担していることに起因する。同法は、この状況を改善するため、退役後の転職の支援に関する次のような規定を設けた。軍歴4年以上の者は、転職のために120日間の休暇を取得でき、必要に応じ最大6か月間延長できる。職業軍人でない志願兵で軍歴4年以上の者は、20日間の休暇を取得できる。また、軍歴8年以上の者は、起業のために最大1年間の休暇を取得でき、必要に応じ一度だけ休暇の更新も可能である。休暇中も、階級に応じた報酬が支払われ、休暇期間も昇進や年金に必要な期間に算入される。その他、軍務と、簡易な起業制度である「個人事業主制度（auto-entrepreneur）」を利用した個人事業との兼職が認められた。

（海外立法情報課・服部 有希）

## 【フランス】企業の取締役会・監査役会における男女平等の推進

「取締役会及び監査役会における男女間の均衡のとれた代表並びに職業上の平等に関する 2011 年 1 月 27 日の法律第 2011-103 号」が成立した。フランスでは政治参画や職業における男女平等が推進され、女性の社会進出は進んだが、企業の意思決定機関である取締役会等に占める女性の割合は未だ小さい。そこで同法は、企業の取締役会及び監査役会における一方の性の割合の下限を 40%と定めた。この規定は、連続する 3 会計年度の平均数で 500 人以上の常勤の従業員を雇用し、5000 万ユーロ以上の収益をあげている企業に適用される。まず、経過措置として、同法の公布日から 3 年以内に、一方の性の比率を 20%以上にしなければならない。さらにその 3 年後までに、同法に規定する 40%を達成することが求められる。一方の性が 40%を割った場合は、欠員が生じた日から起算して 6 か月以内に、不足する性から臨時に任命を行わなければならない。取締役会の構成が適法状態になるまでは、役員報酬の支払いが停止される。

(海外立法情報課・服部 有希)

## 【ドイツ】環境税優遇措置の縮減

2011 年 1 月 1 日から施行されている「2011 年予算附属法」でエネルギー税法及び電力税法が改正され、製造業及び農業に対する環境税（エネルギー及び電力の消費に係る税）の優遇措置が縮減された。財政赤字削減のための措置であるが、製造業の雇用に与える影響を考慮して、当初の予定よりも縮減率が小さくなった。優遇措置により、製造業及び農業の事業体は、これまで通常の税率の 60%を払っていたが、これが 75%となった。また、環境税の優遇措置を受けられる税額の下限が、優遇税率で支払う税額 205 ユーロから 250 ユーロに引き上げられた。環境税による税収の大部分は年金財源に入ることから、環境税導入以降、年金掛金が若干引き下げられている。このため、製造業の事業体の環境税納付額が、従業員の年金掛金の雇用主負担減額分を一定の要件の下で上回る場合には、上回った額の一部の還付を受けることができる。これまでは 95%の還付だったが、90%となった。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

## 【ドイツ】原子力発電所の安全性点検

2002 年、SPD（社会民主党）と緑の党の連立政権は脱原発を決めていたが、2010 年に CDU/CSU（キリスト教民主・社会同盟）と FDP（自由民主党）の連立政権は、原発の稼働年数を 2002 年の計画より平均 12 年延長することを決めた。2011 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震及びその後の福島原子力発電所の事故を受け、3 月 17 日、連邦議会は、これに関する決議を採択した。この中で特に、ドイツにある全 17 基の原子力発電所の安全性点検が掲げられた。点検は、6 月 15 日までの 3 か月間行い、この間は 2010 年末に決定した「原発稼働期間延長」を一時停止する。1980 年以前から稼働している 7 基は、稼働を中止して点検を行う。そのうちの 1 基については、3 か月経過後も稼働を行わない。その他の原子力発電所を再稼働するかどうかは、安全性点検の結果次第とされた。この点検は、法律を改正せず、原子力法第 19 条（国による監督）第 3 項第 3 号に基づいて行う。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

## 【ドイツ】長期求職者の失業手当基準額の改定

2010年2月9日、連邦憲法裁判所は、長期求職者が受給する第2種失業手当（ハルツIV）の基準額は、基本法第1条第1項（人間の尊厳）及び第20条第1項（社会国家原則）と相容れないと判決し、その算出方法及び額を2010年末までに実態に即して見直すよう、立法者に要請した。特に、児童に対する手当は、子どものための具体的な必需品を考慮して算出するよう求めた。これを受けて連邦政府から「基礎需要額の算定に関する法律並びに社会法典第2編及び第12編を改正する法律案」が提出され、連邦議会と連邦参議院間の2度の合同協議会を経て2011年2月25日に連邦議会で修正可決され、連邦参議院も同意した。この結果、第2種失業手当は、これまでの月額359ユーロから2011年1月1日に遡って364ユーロに引き上げられ、さらに2012年1月1日から3ユーロ増額される。児童のための給付額は変わらないが、「教育パッケージ」として別途年間16億ユーロが、第2種失業手当受給者の子どもの給食、遠足、スポーツや文化活動のために給付される。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

## 【イタリア】「経済活動の自由」のための憲法改正案

イタリア政府は、2010年6月、憲法の中で「私的な経済活動」の自由を束縛している条項を改正することを明らかにした（本誌244-1号、2010.7/8参照）が、2011年2月、その改正案が公表された。改正案のポイントは次のとおり。①第41条（経済活動の自由と統制）第1項「私的経済行為は自由である」の次に「法によって明白に禁止されていないことはすべて認められる」（直訳）を加える。私的な経済活動の自由の制限に係る同条第3項は廃止される。この改正により、現行のこの条の規定の矛盾や曖昧さが取り除かれるとされている。②第97条（行政の組織）は、行政機関による企業や市民の活動に資する公共サービスの向上を目指して、行政の効率性、透明性、手続の簡素化等を目的とした条文に改められる。③第118条（行政機能の帰属）第4項、「国、州、大都市、県及びコムーネは、（…）市民、個人及び団体の自主的な行為を促進する」の中の「促進する」は、より語意の明確な「保障する」に改められる。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【イタリア】中小企業のモラトリアム（支払猶予）の延長

2009年8月3日、リーマン・ショックに起因する経済・金融危機対策の一環として、経済・財務省、イタリア銀行協会（ABI）、イタリア経団連（Confindustria）をはじめとする複数の企業団体の三者の間で、特に中小企業の救済を目的として、モラトリアム（支払猶予）に関する合意が取り交わされた。これにより、ローン及びリース契約における元本の返済の12か月停止、最長270日間の短期債務支払の延期等が可能となった。また、この合意への銀行の参加は任意とされた。この合意では、企業が信用機関に対して支払延期を申し立てることのできる期限は2011年1月31日とされていたが、2011年2月16日に、この期限をさらに6か月延長して、同年7月31日とする合意があらためて交わされた。2009年の合意によるモラトリアムの恩恵に与った中小企業は、これまでに20万に達する。経済・財政大臣は、いまだに困難な状態にある企業及び危機的局面を乗り切ったが更に支援の必要がある企業のための措置であると語った。（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【イタリア】原子力発電再開の凍結

イタリアは、チェルノブイリの事故のあと、国民投票により原子力発電を放棄したが、ベルルスコーニ首相は、2009年に再開を表明し、原発建設計画を打ち出した（本誌 239-1号, 2009.4 短信参照）。これに対し、再開の是非を再び国民投票にかけることを求める署名活動が行われ、憲法裁判所の判断により実施が決まった。その矢先に福島原発の事故が発生したため、国内世論が急速に反原発の方向に傾くことを警戒したイタリア政府は、2011年3月23日の閣議で原発再開計画を1年間凍結することを決定した。しかしながら、原発反対派からは批判が噴出ししている。野党の民主党は、今必要なことは凍結というかたちで決定を先送りすることではなく、再生可能エネルギー中心の政策への転換という決定を行うことであると訴えている。なお、同じ閣議で、原発再開及び他の案件の国民投票を2011年6月12-13日に実施することも正式に決定された。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【ロシア】重要法案の「社会的討議」に関する大統領令の公布

メドベージェフ大統領は2011年2月9日、国家の重要法案をインターネット上に公開して「社会的討議」に付する制度に関する大統領令を公布した。立法活動を改善し、また法案の作成に際して社会の意見を考慮することが目的とされている。「ロシアの社会・経済発展に関する国家政策の基本的方向性に関わる法案」がその対象とされ、大統領の委任により社会的討議に付することが決定される。当該法案を起草する連邦国家機関は、法案やその注解、財政的根拠等のテキストを、市民が意見及び提案を提出する手続き及び社会的討議の期間等を付記してインターネットサイトに掲載し、社会的討議終了の日から90日満了後、討議の結果に関する報告を大統領に提出する。2011年2月に成立した「警察法」の法案など作成の際、すでにこうした形で国民の意見を募り立法に反映させる試みが行われていた。日本で公的機関の命令等の制定の際に義務付けられている「パブリックコメント」を、立法活動に導入する制度ともいえる。

（海外立法情報課・堀内 賢志）

## 【ロシア】刑事罰の柔軟化を含む刑法典改正法の成立

2011年3月7日、「刑法のリベラル化」に向けた刑法典の改正法が成立した。この改正はメドベージェフ大統領のイニシアチブで行われ、重要かつ論争的な改正点を含んでいるにもかかわらず法案提出から3か月あまりという比較的短期間で成立した。執行猶予中の受刑者が犯罪を犯した場合、改正前の法はそれが過失犯又は計画的な軽犯罪であれば裁判所の判断により執行猶予が維持されうることを定めていたが、本法ではこれが計画的な中程度の犯罪にまで拡大された。仮釈放中の受刑者が犯罪を犯した場合についても同様に条件が緩和された。また、不法な企業活動、誹謗中傷、通信の秘密の侵害、窃盗、略奪、強盗など68の犯罪の構成要件に関して懲役刑の下限が撤廃された。懲役を伴わない刑罰に関してもより多様な刑罰の指定が可能となり、11の犯罪構成要件に関しては罰金、12の犯罪構成要件に関しては矯正労働や拘留が指定できるようになった。矯正労働及び拘留についても118の犯罪構成要件に関して刑の下限が撤廃された。

（海外立法情報課・堀内 賢志）

## 【ロシア】米露新戦略兵器削減条約批准に際しての議会の対応

2010年4月に調印された新戦略兵器削減条約が同年12月に米上院で承認されたことを受け、ロシアでも批准に関する法案が2011年1月末までに上下院を通過し、条約は2月5日に発効した。しかし米上院が承認に際して、米国のミサイル防衛(MD)の配備は条約によって制限を受けないと付帯条項を含む決議を採択したため、ロシア議会は批准に関する法案を大幅に修正した。修正法は、ロシアの核戦力が国家安全保障上必要なレベル、特にMDを克服できるレベルに維持されなければならないことや、米国のMD配備がロシアの戦略攻撃力とその有効性を損なってはならないこと、米国やその他の国々がロシアの核戦力の有効性を著しく低下させるようなMDシステムを展開した場合にロシアが条約を離脱する可能性などを明記している。同時に下院は、米国のMD配備を強く牽制し、米国が条約を一方向的に解釈しても条約に関する米国の法的義務は変更されない等の内容を含む声明を採択し、上院もこの声明を支持する声明を採択した。

(海外立法情報課・堀内 賢志)

## 【韓国】外食産業振興法の制定

韓国の外食産業は2008年末現在で売上高58兆ウォン、事業者数75万、従事者数250万といわれる一大産業である。従来、外食産業に対しては、主として食品衛生法等による規制中心の政策がとられていたが、2011年2月18日、韓国国会本会議において「外食産業振興法案」が可決されたことにより、これまで未整備であった外食産業の振興及び育成のための根拠法が整備されるに至った。同年3月9日に公布され、公布から6か月後に施行される。新法では農林水産食品部長官による基本計画の策定及び施行のほか、創業、人材育成、海外市場進出等に関する様々な支援を行うことができる旨が規定された。また、外食関連商品の標準化、統計の整備、事業者団体の設立、優秀と認められる事業者の認定制度等に関する規定も設けられた。外食産業を戦略的に支援及び育成することで、零細業者の多い国内の外食産業の基盤強化を図るとともに、韓国政府が進める「韓食世界化事業」の拡大も視野に入れている。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

## 【韓国】農業協同組合法の改正

2011年3月11日、韓国国会本会議において、農協の信用部門と経済部門の分離を骨子とした「農業協同組合法一部改正法律案」が可決された。改正法は一部条項を除き2012年3月2日から施行される。これにより農協は1つの中央会の下に2つの持株会社を置く体制へと移行し、農協中央会の下に銀行、保険等を中心とする農協金融持株会社(信用部門)及び農畜産物の流通、販売等を中心とする農協経済持株会社(経済部門)が設立されることとなった。改正法では農協中央会等に経済事業の活性化が義務づけられる等、経済部門の強化が図られており、施行後3年以内に販売及び流通関連事業が、5年以内に残りの経済事業が農協中央会から農協経済持株会社へ移管される。一部農民団体等は、改正法は経済部門活性化対策が不十分であり、信用事業中心の利益優先主義、農協中央会と地域農協の競合激化、農協中央会を頂点とする支配構造の強化等が憂慮されるとして反対している。

(海外立法情報課・藤原 夏人)



## 【中国】車両船舶税法の制定

車両船舶税法が2011年2月25日に第11期全人代常務委員会第19回会議で採択、同日公布され、2012年1月1日に施行される（主席令第43号）。同税は車両と船舶の所有者に対して課される地方税であるが、それを規定する現行の車両船舶税暫定条例を法律に格上げし、課税対象、方法及び税額等を調整する。従来課税対象は関係部門への登録車両・船舶のみであったが、同法では登録の有無にかかわらず、原則的に全てを課税対象とし税負担の公平化を図る。また乗員定数9人以下の乗用車の課税額を、従来統一税額から排気量別の7区分に変更し、財産税という性質から2,000ccを超える乗用車は大幅な増税とする。草案では1,600ccを超える乗用車は増税するとしたが、世論の反対を受け2,000cc以下については増税を行わないこととした。2009年度の中国の自動車保有数は1億6800万台に達し、エネルギーや環境等の問題への対応として、省エネルギーや新エネルギーを採用する車両・船舶に対する税の減免についても定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

## 【中国】国有地上の家屋収用及び補償条例の制定

国有地上の家屋収用及び補償条例が2011年1月19日の国務院第141回常務会議で採択、1月21日に公布、施行された（国務院令第590号）。国有地上の法人や個人が所有する家屋の収用及び補償について定め、公共の利益と収用対象家屋の所有者の権利を保障することを目的とする。同法では、公共の利益のためにのみ家屋の収用ができるとし、その範囲を国防・外交の必要、政府が実施するインフラ施設の建設、公共事業及び住宅建設等とした。補償の対象は①家屋の価値、②立退き等に係る費用、③生産・営業停止に伴う損失補償とし、家屋の価値の補償基準を、収用決定公告日の類似不動産価格を下回ってはならないと明確に定めた。また、暴力や威嚇、水・電気・ガスの供給停止等の不法な方法により立退きを強制することや建設業者が立退きに関与することを禁止した。中国では都市建設の進展とともに不法な立退き強制行為が増加し、社会問題となっていた。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

## 【中国】無形文化遺産法の制定

2011年2月25日に第11期全人代常務委員会第19回会議で無形文化遺産法が採択され、同日公布、2011年6月1日に施行される（主席令第42号）。中国は2004年8月にユネスコの無形文化遺産保護条約に加入しており、同条約に基づき国内法を整備したものである。同法によれば、無形文化遺産（以下「遺産」）とは、各民族が伝えてきた各種伝統文化の表現形式及びそれに関連する実物と場所をいい、口承文学、伝統美術、書、音楽、演劇、医薬、暦法、儀礼等広範にわたる。国及び県級以上の地方政府の文化主管部門が遺産の保護・保存活動に責任を負い、県級以上の地方人民政府は遺産保護のための予算措置をとるが、国は辺境地域、貧困地域等の活動を援助することとされた。また遺産調査、関連データベースの構築、保護計画の策定・実施、国及び地方の代表的な遺産一覧表の作成等を行うこととし、一覧表には遺産の代表的な継承者を記載することもできるとして、その認定条件、義務、活動支援等について定めた。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）